

中には全くエサに見向きもしないが、少くとも「死」に直面している時のマグロの意識? は生殖行動中よりも更にホットなものであろうと考えていたのである。ところが、つい最近(6月12日)宮城沖地震で東京が震度4の揺れ方をした時、私は霞ヶ関ビルの33階で会食をしていたのである。全くひどい横ゆれで、安全な建物だとは言われているにせよ、今、発生している地震が安全の程度を超えているものかどうかは誰にも判らない。シャンデリアのゆれ、窓から見える眼下の建物の動き、全く生きた気はしなかった。そこに居合わせた人、全ては、もしこの建物が折れたら全員死亡だと同時に考えていたに違いない。地上100m、逃げる場所のない恐怖、私は観念した。と、目の前にあったビールのコップに手が出て一気に飲み干し、皿の上にあった寿司三個を瞬時に呑みこんで了った。誠に恥しい話であるが理由もなにもなく、目の前にあった食べ物に無意識に手が出てしまったのである。

4. マグロ資源国際管理の動向

従来の経過から、マグロ資源が国際管理下におかれて行く趨勢は明らかとみられるが、最近の各国200浬水域設定の動きに関連して、高度回遊性魚種の管理の考え方に国による立場の相違がはっきりあらわれて、今後、マグロ資源の国際管理問題が具体的にどういう形に落ち着いて行くのか予測し難い状態にある。

このような状態をかえりみ、マグロ資源の国際管理は、どういう形が望ましく、それへ到達するにはどのような問題があるのか、我国としてどういうことを考えるべきであろうか、といった点について考えさせられていることをお話しして参考に供したい。

1. マグロ資源の国際管理の現状

現在、マグロ資源の国際管理が行われつつある、あるいはそのような準備がなされつつある地域を示すと第1図のようである。

1) IATTC—全米熱帯マグロ委員会

1950年に創立され、現在の参加国はコスタリカ、アメリカ、パナマ、メキシコ、カナダ、日本、フランス、ニカラグアの8ヶ国、東部太平洋のキハダ資源管理を目的とし、1966年からキハダの漁獲量規制が行われている。この機構が当面している大きな問題として、船腹量の増大やイルカ混獲問題があり、さらに200浬内の高度回遊

帰り道、あるいはオキゴンドウに追われて死にもの狂いで逃げて来たマグロもエサを見たら無意識にとびついてしまうものなのかと真剣に考えていた。

5. おわりに

台風が数日後に接近するという予報が出ると、それを聞いていたように遊泳力のないクラゲが沿岸から姿を消し、逆にフナムシがぞろぞろ陸に避難してくる。まだ、台風前兆のウネリも出ていないのに。

クラゲやフナムシのような下等な動物がどうして沿岸で波が荒くなり、身に危険が迫ることが予知出来るのだろう。魚だけでなく動物の能力にはまだまだすばらしいものがあり研究が進められてゆくであろう。動物のかくれた力の数々を知る時、いつも叔父の言葉を思い出す。「動物と話は出来なくても、せめて、目や表情、動きで彼等の心が判断出来たらな……」叔父、牧野佐二郎は北大で動物学を専攻して50余年、昨年、勲二等の荣誉に輝いた。

上 柳 昭 治 (遠洋水産研究所)

性魚種についての沿岸国の管轄権主張に発して条約改訂が論議されつつある。

2) ICCAT—大西洋マグロ保存委員会

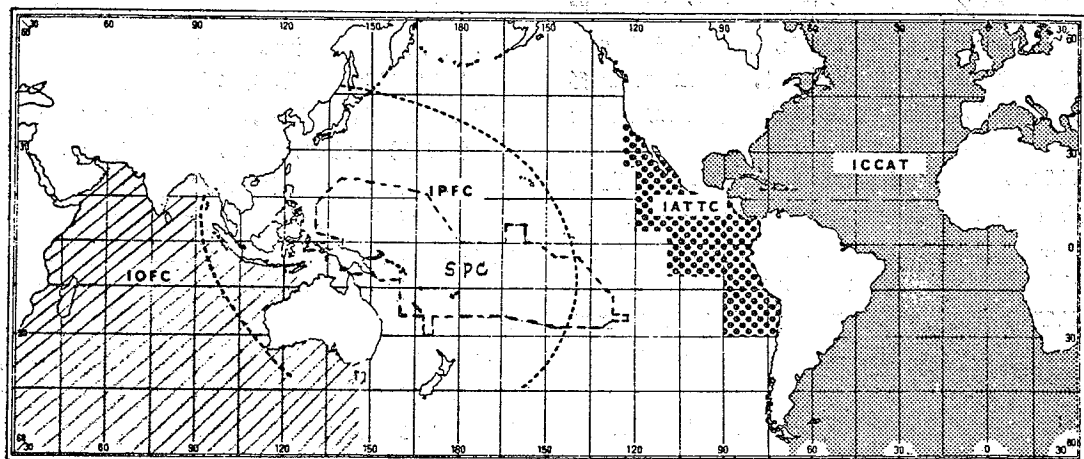
大西洋のマグロ、カジキ類等、全魚種を対象にこれらの資源保存を目的として、1969年に設立され、現在の加盟国はアメリカ、日本、南アフリカ、ガーナ、カナダ、フランス、スペイン、ブラジル、ポルトガル、モロッコ、韓国、セネガル、象牙海岸、キューバ、アンゴラ、ソ連、ガボン、ベナンの18ヶ国である。現在、国際資源管理として、キハダとクロマグロの漁獲サイズ制限とクロマグロの漁獲規制が行われている。

3) IOFC, IPFC—インド洋漁業委員会、インド・太平洋漁業委員会

FAO傘下の地域機構であり、それらの下にマグロ管理委員会が作られ、IPFC/IOFC 合同委員会が毎年開催され、マグロ資源の評価や管理問題が論じられている。現在、マグロ類の管理規制は行われていないが、この機構として、最近、ICCATを範とした事務局の強化等、機能化が進められている。

4) SPC—南太平洋委員会……SPRFO—南太平洋地域漁業機構

第1図に示したのは、南太平洋委員会の地域であるが、



第1図 マグロ漁業の国際管理態勢

- ICCAT: 大西洋マグロ保存委員会
- IATTC: 全米熱帯マグロ委員会
- IPFC: インド・太平洋漁業委員会
- IOFC: インド洋漁業委員会
- SPC: 南太平洋委員会

南太平洋委員会や南太平洋フォーラムに属する国々によって、南太平洋地域漁業機関の設立が進められている。この機構では、高度回遊性魚類についても沿岸国管轄権を強く主張している。

以上がマグロ資源の国際管理態勢の現状であるが、高度回遊性魚類としてのマグロ、カジキ類資源の管理について、現在、1) 200 哩の内、外をとわず国際管理を行う、2) 高度回遊性魚類のうち、あるものについては、200哩内において沿岸国が管轄権を行使する、3) 200哩内では全て沿岸国が管理する、という3つの立場が出て来ているわけである。現在、1) の立場を我国はとっており、ICCAT も昨年の会議まではこの立場で機能して来た。しかし、前述のように、全体として、2) や 3) の立場が支配的傾向となりつつある。

すでに、このような動きが始まっている中で、それが海洋法（高度回遊性魚種条項）の成立にどう影響するかは予測困難であるが、おそらく、過去の会期での論議がつくされた結果としての改訂単一草案の内容の線、成立するのではないか、と思われる。

2. マグロ資源国際管理の問題点

今後のマグロ資源の国際管理は、非常に多様で複雑な問題に当面することになるだろうが、現在まで機能して来た国際管理機構における経験が基礎となり、参考とされる筈である。

さて、既設の主要なマグロ国際管理機構は、前述のように、IATTC と ICCAT であるが、両者における今後の展望や問題点について、対照的ともみられる相違がみうけられる。

ICCAT は、1969 年に加盟 7 国で発足し、その後加盟国は次第にふえ、昨年までに 15 ヶ国、昨年の会議でソ連とガボン、会議後ベナンが新規に加入し、構成国は 17 ヶ国となったが、更に昨年の会議にオブザーバーとして参加した国の中で近々 ICCAT への加入希望を表明した国がいくつかあった。

一方、IATTC では現在の加盟 8 ヶ国の中からメキシコが脱退を表明するといった情勢にある。

200 哩時代を迎え、同じ様に沿岸国対漁業国の問題をかかえながら、このような相違がみられるのは、両者の主として次のような背景によるものと考えられる。

大西洋では、特にある国だけが漁獲の大半を占めるということがなく、全体の 10% 以上の漁獲を持つ国が 5~6 ヶ国あり、また、第 1 位のスペインの割合も 25% 程度にとどまること、更に、魚種別の漁獲についても、順位 1 番のキハダで 30%、カツオとビンナガがそれぞれ 20%、メバチ 10%、クロマグロ 6% というように、あまり偏りが無い。すなわち、大西洋におけるマグロ資源の利用は、多数国の入会的性格をもっている。

これに対して、IATTC 海域では、アメリカ 1 国が全体

の漁獲の70%を占め、他の国々は、10%を越える国は一つもないといったこと、また、魚種別漁獲割合についても、キハダとカツオだけが多く、この二つで90%以上に達する、といった、ICCATの場合とは対照的なちがいがあ

らがある。IATTCは、自身で研究スタッフを持ち、資源評価研究を推進してそれに基き年々総漁獲クォーターを設定し、キハダ資源管理を成功させて来たが、最近、前述のような漁業管理の困難さに当面して来ている。

IATTCの事務局長であるジョセフ博士は、IATTCの経験から、マグロ資源の有効な管理のための4つのポイントとして、

- ① データの蒐集と解析、② 資源分布と漁獲配分、
- ③ 船腹量過剰、④ 規制実施、

の問題を上げている(The management of highly migratory species-Some important concepts. Marine Policy, October, 1977)が、これらの問題は、IATTCだけでなく、世界的なマグロ資源管理に共通する問題点であろう。

②の問題は、前述のような、その海域における資源利用の実態から、IATTCの東部太平洋では特に深刻な問題になっているが、入合的の性格の強い大西洋でも、200海里宣言国の増加に伴い、今後問題となろう。③の利用可能な資源量に対する船腹量過剰の問題も、IATTC水域において特に顕著であるが、これは世界的傾向でもあり、また、マグロ船隊の広範な機動性は、特定海域に生ずるこの問題を容易に世界的に波及させることになる。

既往のマグロ管理国際機構についても、また今後作られるであろう国際管理機構についても、ジョセフ博士が提起しているこれらの問題は、マグロ資源の有効な管理のために欠くことを得ない原則であろう。

高度回遊性魚の国際管理にどのような政治的立場がとられようと、マグロ類の生物学的性質から、分布全域にわたる管理が必要であり、管理を成功させるために欠くべからざる基礎が①の問題であることは誰も否定出来ない。そして、これは国際協力によってのみ可能であり、それは国際機構を通して達成される筈である。

②の点について、海洋法における200海里問題の趨勢からみて、沿岸国に対して特別な権利がみとめられる必要があり、また、それと同時に、全ての漁業関係国に対して200海里内、外の全漁場での操業を保証するシステムを考えるべきこと、また、③の問題に関して、資源管理が効果を持ち得るために、管理機構の中に、無制限な船腹増加の規制問題を扱う権限が賦与されるべきこと、をジョセフ博士は指摘しているが、これらの指摘は重要と考

えられる。

3. 西太平洋マグロ資源の管理

我国の200海里水域もその中に含まれ、我国のマグロ漁業にとって重要度の高い西、中部太平洋水域については、前述(第1図)のように、これらの水域を包含する国際マグロ管理機構は未だ作られていない。

現在のような流動的な情勢の中では、我国のマグロ漁業にとって、国際管理機構よりも、二国間交渉により当面の事態の打開を図るの必要があり、そのことにより、西、中部太平洋のマグロ国際管理のためのある素地を作ることにもなる。しかし、マグロ資源が適正に管理され、長期にわたる漁業の安定がはかれるためには、国際管理機構の設立は将来、必然のことと考えられる。

西、中部太平洋のマグロ資源と漁業の性格を前記IATTCやICCATの場合と比較すると、IATTCの東部太平洋では、まき網のほとんど単一漁業であるのに対して、西、中部太平洋では、はえなわ、竿釣、さらに将来を考えるとまき網も加えて、多種漁業が存在する点、また各種のマグロ、カジキ、カツオ資源が対象となっている点は、大西洋のICCATの場合と共通の性格があるわけで、国際管理になじむ面があると思われるが、一方、現在の資源利用状況として、国別漁獲量で我国1国が卓越している点は、IATTC的な性格がある。

西、中部太平洋のマグロ資源の国際管理がよく機能し得るためには、IATTCで経験された問題の克服がポイントとなろう。すなわち、前述のジョセフ博士のあげた問題点②に関して、関係国の妥協が成立つような資源利用の論理、分配の考え方が打出される必要があり、我国として、既往のマグロ国際管理機構や二国間交渉での経験に基き、種々の角度から問題を整理し、考え方を発展させておくことが要請されよう。

また、この国際管理機構においては、前述の問題点③に関して、船隊(船腹量)の増大を規制する機能が持たれるべきであり、各国自体の判断では行い難いマグロ船隊規模の適正なコントロールも、このような国際管理機構によって期待される筈である。

最後に、前記①の問題も、当然、西太平洋のマグロ資源の最大の利用国である我国は、漁獲統計資料の整備においても最も充実しており、世界のマグロ資源評価研究に大きく貢献して来た。従って、国際的な評価も高いが、これは国際管理機構を考える上で大きな要素である。

資源の利用度の高い我国として、将来にわたり、資源有効利用の基礎である資料の充実に関心と実績を持ちつづけたいと思う。